

# 株式会社 鈴木 定 款

# 株式会社 鈴木 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社鈴木と称し、英文ではSUZUKI CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 各種精密金型の研究開発ならびに製造販売
- ② 各種精密部品加工および組立製品の研究開発ならびに製造販売
- ③ 省力化、自動化用各種機械器具類の研究開発ならびに製造販売
- ④ 前各号の事業に関する工業所有権、ノウハウ等の無体財産権の実施許諾、売買
- ⑤ 前各号に関連する輸出入貿易業務、海外投資および技術連携業務
- ⑥ 前各号の経営ならびにこれに関するノウハウの提供、経営指導および業務受託
- ⑦ 事業用不動産の賃貸
- ⑧ 医療機器の製造および修理
- ⑨ 発電および売電に関する事業
- ⑩ 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県須坂市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、22,380,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。

(招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。

2. 監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって

選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役・顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同上第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、

同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第33条 当社は監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第35条 監査等委員会は各監査等委員が招集する。監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規則）

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（監査等委員会の議事録）

第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第44条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第46条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。



## 附 則

- ・ 本定款は、昭和 45 年 7 月に制定、実施する。
- ・ 本定款は、昭和 46 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、昭和 49 年 7 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、昭和 50 年 8 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、昭和 53 年 8 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、昭和 58 年 8 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、昭和 63 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 3 年 7 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 8 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 10 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 13 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 14 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 15 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 16 年 6 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 16 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 17 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 18 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 21 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 24 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 25 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 26 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、平成 27 年 9 月から一部改定し、実施する。
- ・ 本定款は、令和 4 年 9 月から一部改定し、実施する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

本条の規定は 2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 46 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。